

お茶の水女子大学附属学校の適切な運営のための体制

附属学校本部

※**学長**が附属学校本部長として、管理運営についてを統括

- 附属学校等(学内保育所含む)及び学校教育研究部の将来構想計画、組織編制、教育研究計画、附属学校等とこども園管理職の人事 など

副理事の新設

近年、多くの諸問題を抱える附属学校の負担軽減のため、**学長のもと**、副理事〔附属学校・学校教育開発支援担当〕を令和6年度に新設

運営、教育、人事、学校支援

※**学長が指名する副学長**が**附属学校部長**として、大学と附属学校との架け橋を担う

研究・研修、研究成果の発信

附属学校部

※**附属学校部長**のほか、本学教授から**学長**が副部長を任命。令和6年度から**2名体制に強化**

- 附属学校等、こども園の運営に関する校務について総括
- 保育又は教育に関する企画立案についての連絡調整

審議の場 ○附属学校委員会にて以下を審議、決定

- (1) 保育又は教育方針(基本的な事項)
- (2) 教員、保育所職員及びこども園職員の人事
- (3) 予算に関すること
- (4) その他管理運営に関する重要なこと 等

学校教育研究部

※学校教育研究部長は、**附属学校部長**が兼ねる

- 大学・研究機関との研究、研修体制の整備、研究及び調査の実施
- 学内外への成果の還元、学校教育研究者の育成及び現職教員の資質向上

審議の場 ○学校教育研究部運営委員会にて以下を審議、決定

- (1) 研究に関する企画調整事項
- (2) 研究方針に関すること
- (3) 大学との研究協力及び教育研修に関すること
- (4) 研究機関等との連携を通じた教育研究に関すること 等

※学校支援体制について、○児童・生徒関連のものをピックアップして掲載

○特別支援教育専門委員会

- (1) **附属学校部長**
- (2) 附属学校副部長
- (3) 特別支援教育を専門分野とする大学教員
- (4) 心理学を専門分野とする大学教員
- (5) 附属学校の校長又は副校長
- (6) 附属学校の特別支援教育コーディネーター
- (7) 附属学校の養護教諭
- (8) スクールカウンセラー
- (9) スクールソーシャルワーカー
- (10) 学校医
- (11) 特別支援学校等の教員(外部)

○いじめ問題等対策連絡協議会

※事案毎の調査専門委員会(外部)は別
※各学校のいじめ防止対策委員会は別

- (1) **附属学校部長**
- (2) 附属学校副部長
- (3) 各附属学校長
- (4) 各附属学校副校長
- (5) ハラスメント等人権委員会委員長
- (6) 保健管理センター所長
- (7) 附属学校課長
- (8) 弁護士(外部)

※**附属学校部長**の役割例

- 附属学校委員会などの各種会議の議長
- 教員選考の調整
- 附属学校の予算や人事などの要望に対する大学(学長等)との調整
- 定員数問題や教員働き方改革など学校運営改革に対する助言、意見交換
- 教育課程や生徒指導対応の定期的な把握、助言等

開かれた学校づくり

○学校評議員による教育活動等への意見

校園長から推薦された**外部人材(各学校10名以内)**を**学長**が委嘱して、各学校の教育活動等へ意見を求める

○学校評価委員による学校評価

学長(委員長)のもと、附属学校の意義、役割、教育・研究やその成果について評価を行い、その内容を公表